

金融機関担当者が知っておくべき 「相続登記の義務化」 徹底ガイド

- ◆ 相続登記とは？今いちどの総復習
- ◆ 2024年4月に何が変わる？「相続登記義務化」の改正内容
- ◆ 相続が発生したお客さまへのご案内ポイント
- ◆ 誰でも簡単に自分でできる相続登記「better相続登記」

無料
Web
セミナー

金融機関の担当者に知っておいていただきたい、2024年4月より義務化される相続登記申請について徹底解説するセミナーです。相続登記申請が義務化されると、不動産を相続したすべての方が対象となり、相続登記を怠ると10万円以下のペナルティの可能性があります。相続が発生したお客さまへ、不利なご案内をしないために、制度について知識を身につけましょう。また、相続登記が誰でも簡単に自分でできるWebサービス「better相続登記」もご紹介します。

視聴可能期間

2023年 **9月26日(火)** 11:30~**10月2日(月)** 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

9月25日(月) 17:00

参加費

無料

講師

辻・本郷 司法書士法人
代表社員

近藤 隆一 (こんどう りゅういち)



2003年に同志社大学を卒業後、株式会社内田洋行(うちだようこう)にIT総合職として入社。ソフトウェア開発に10年程従事し、その後、司法書士に転向、個人事務所で5年間勤務する。
2022年の年明けに退職後、2月に司法書士事務所better開設、3月に株式会社better入社。4月に司法書士法人better設立。その後、8月に辻・本郷グループとなり、辻・本郷 司法書士法人へ名称変更し代表社員に就任。

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
執行役員 better相続事業部 部長

徳永 和喜 (とくなが かずき)



2014年、有限責任あずさ監査法人入所。公認会計士として、財務諸表監査、IPO支援などの業務に従事。2018年から株式会社better創業メンバー取締役/エンジニアとして、better相続Webアプリケーションの開発を担当。2022年10月、吸収合併により辻・本郷 ITコンサルティング株式会社の執行役員に就任。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230926



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING



辻・本郷 司法書士法人
HONGO TSUJI JUDICIAL SCRIVENER



辻・本郷 ITコンサルティング